

令和5年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び延会 令和5年3月27日 午前10時00分 開会
午後 7時16分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 松林謙司 10番 谷原一安

7. 議事日程

日程第1 議第1号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて

- 日程第2 議第2号 葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第3号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第4号 葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第5号 葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第6号 葛城市体育館条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第7号 葛城市運動場条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第8号 葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第9号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第10号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第11号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第12号 葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第13号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第14号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第15 議第15号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第16 議第16号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 議第17号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第18号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第19 議第19号 令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議第20号 令和5年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第21 議第21号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第22号 令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第23号 令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第24号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第25号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第26号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第27号 令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第28 議第28号 令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第29 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 会期の延長

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より人事案件2議案と、一般会計補正予算1議案が追加議案として提出されました。また、予算特別委員会からは、令和5年度一般会計予算に対する修正案が議長宛てに提出がございましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と合わせて、それらの取扱いについて、3月23日午前9時30分より議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいております。

まず、令和5年度一般会計予算に対する修正案と、各常任委員会における付託議案以外の調査案件の取扱いについて、議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また予算特別委員会において、議第20号の令和5年度一般会計予算が修正可決されたことに伴い、委員会提出議案として修正案が提出されたことを受けまして、去る3月23日に議会運営委員会を開催し、それらの取扱いにつきまして慎重に協議をいたしておりますので、その内容につきましてご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項、道の駅に関する事項、入札・契約事務に関する事項、多面的機能支払事業交付金事務に関する事項、行財政に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、この6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございました。

また、厚生文教常任委員会からは、ゴミの減量化とゼロカーボンに関する事項、就学前児童の保育と教育に関する事項、ICT教育に関する事項、不登校に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の5項目を、常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、議第20号の修正案につきましては、会期中に各常任委員会に付託をされました議案の採決と、予算特別委員会に付託をされました令和4年度の各会計補正予算の採決終了後、日程第20として議第20号の令和5年度一般会計予算とともに上程し、委員長の修正報告、報

告に対する質疑を行い、討論、採決まで行います。

なお、討論につきましては、まず初めに、当初予算の原案賛成の討論を行っていただきます。次に、原案と修正案の両方に反対の討論を行っていただき、引き続き、修正案に賛成で、修正部分を除く原案に賛成の討論を行っていただき、以降は原則、順番に繰り返して、討論を行っていただきます。討論終了後に採決を行います。採決につきましては、まず、修正案に対する採決を行います。修正案が可決をされた場合は、引き続き、修正議決した部分を除く原案の採決を行います。修正案が否決をされた場合は、続いて原案の採決を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

梨本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

当初予算の修正案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議等を行うことに決定いたしました。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、追加議案の取扱いにつきましては、後ほど改めて議会運営委員長よりご報告願いますので、ご承知お願います。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月7日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、道の駅に関する事項についてであります。理事者からは、2月25日に開催した相撲関係のイベントについて報告いただきました。午前中は、相撲館において、宮城野親方出席の下、けはやまつりが行われた。また、道の駅かつらぎでは、宮城野部屋の若手力士による、ちゃんこの振る舞いが行われた。そして、道の駅かつらぎの中にある観光インフォメーションセンターでは、横綱の化粧まわしを特別展示し、当日の道の駅かつらぎの売上げについては、通常の土曜日に比べ1割増しとなった。午後からは、新庄文化会館マルベリーホールで宮城野親方の講演会が行われ、続いて、観光大使就任式を執り行い、関係者席を除き、全てのチケットが完売し、大盛況であった。イベントの翌日には、宮城野親方自身のSNSで葛城市の観光大使に就任した投稿があり、これら一連の流れを受けて、3月10日と3月11

日には、道の駅かつらぎにちゃんこのキッチンカーが出店するなど、宮城野親方の観光大使就任が今後の地域活性化につながるものと考えているという報告がありました。

質疑では、観光大使を就任された宮城野親方に今後どのような活動をしていただくのかという問いがあり、来年度予定しているちゃんこコンテストの審査員をしていただき、食の切り口から葛城市をPRしてもらいたいと考えているという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。まず、尺土駅前周辺整備事業については、葛下川の橋梁工事並びに市道八川保育所・尺土線の道路改良工事については、令和5年2月に竣工した。令和6年度までの工事スケジュールについて、エレベーター等設計業務については間もなく完了し、今後は、近畿日本鉄道株式会社と協定に向けた協議を引き続き行い、工事委託の仮協定を令和5年5月末までに交わす予定をしている。その後、議会の議決を経て、7月から工事に着手する予定である。エレベーター工事については、令和5年度中に供用開始を見込んでいたが、今般の経済情勢により、鉄鋼等の資材調達に時間を要し、工事が遅れることになった。工事期間は1年2か月を予定しており、令和6年8月から9月頃の完成予定である。住民の期待も高く、利便性の向上を図るためにも、一日も早い完成を目指していく。

次に、橋の取り合い道路工事については、令和4年度で完成した葛下川の橋との取り合い部分の道路工事を令和5年度に予定している。

続いて、駅前仮設道路工事については、エレベーター工事完成後の令和6年度に予定している。前回の委員会が出た意見である、通学路や地下道の出入口付近等の安全対策については、警察との協議を踏まえ、最善の安全対策に努めていく。また、完成までの仮の駅前広場の利活用についても検討していきたいと考えている。

最後に、用地取得については、未契約者1名の方と引き続き交渉中である。事業認定を受ける準備も進めつつ、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指している。また、事業認定の進捗については、認定庁の奈良県と事前協議もほぼ整い、地権者との交渉を鑑み、令和5年度に事業認定の申請を提出する予定で進めているという報告がありました。

委員からは、計画されている駅前仮設道路は、直進できる道路が見えているにもかかわらず、大きく迂回をしなければならないので、正しく誘導できる看板等が必要ではないかという意見があり、理事者からは、警察とも協議をしており、ポストコーンと呼ばれるポールや看板等を道に立てるなど、注意喚起した中で進めていきたいと考えているという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業については、今年度予定していた工事については、架道橋接続部分の工事が令和4年10月に竣工し、道路改良工事についても、令和5年2月に全て竣工している。ライフラインの本設工事並びに道路工事のスケジュールについては、現在施工している下水道管本設工事が、架道橋接続部分の工事竣工後に設計の変更が必要となったため、予算を繰越しし、令和5年6月の竣工予定である。また、吉野川分水管本設工事は令和5年3月、ガス管本設工事は令和5年8月、水道管本設工事は令和5年9月に、それぞれ竣工予定である。そして、架道橋道路工事については令和6年3月末竣工予定で、令和6年4

月より開通可能となる予定である。そのほか、道路改良の未施工部分についても、道路詳細設計を順次実施している。事業用地の取得状況については、3筆の契約を行うことができ、今後も引き続き努力していきたいという報告がありました。

次に、入札・契約事務に関する事項についてであります。初めに、閉会中の2月に開催した総務建設常任委員会協議会で議員が公文書開示請求した書類を一例として、入札・契約事務に関する調査を依頼しており、理事者からその内容について説明いただきました。

質疑では、前回の委員会では、契約管理シートを活用した契約事務の改善状況について報告を受けている。今回、議員が公文書開示請求した書類にはまだミスが見られ、うまく運用できていないように思われる。組織全体としての改善方法をどのように考えるかという問いがあり、今後は、職員研修として、国や県で行われている契約研修に参加する一方で、内部では、管財課の職員が講師を務めるなど、組織内で統一を図れるようつなげていきたいという答弁がありました。

最後に、公共施設マネジメントに関する事項についてであります。理事者からは、公共施設等総合管理計画について、2度目のパブリックコメントを令和5年1月24日から令和5年2月13日の間に実施した。今回は、前回のパブリックコメントに対する回答の掲載と、令和4年3月末現在の各施設の評価を行い、備考欄に現状の説明等を加えるなど改善を行った。そして、令和5年3月に公共施設等総合管理計画の改訂を行い、パブリックコメントに対する回答とともにホームページに掲載した。市民からの主な意見としては、公共施設等総合管理計画の実施状況を見ることができるのか。各施設の評価に対する再検討を求めるなどの意見があったという報告がありました。

委員からは、広域連携について、公共施設の相互利用を目的として昨年協定を結んだが、現状と今後の見通しを教えてくださいという問いがあり、公共施設の相互利用については、令和4年10月から令和5年3月にかけて、社会実験という形で実施した。現在はアンケートを回収している状況であるが、市内の方が市外の施設を利用する、また、市外の方が市内の施設を利用するという割合は低い傾向にある。しかし、半年間で答えを出すのは難しく、あと半年、様子を見ていくのはどうかという意見もあり、協議を行っているところであるという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、施設を統合していくことは難しい作業になってくと思うが、次世代の子どもたちに影響を及ぼさないように、量的にも質的にも、しっかりとした公共施設マネジメントをしていかなければならないと思うといった意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました12議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月13日午前9時30分及び3月22日午後3時より委員会を

開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず、本委員会では、昨年の12月定例会で設定した調査案件につきまして、閉会中2月に協議会を開催しております。今回はその中から1つの案件を議題とし、審査いたしました。

案件は、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。13日の委員会では、理事者からは、まず、保育所の2次募集の結果について、12月15日、16日、17日で、民間保育所も最終日を同日にして受付し、64人の申込みがありました。3月8日時点で、5月以降24人、内訳として、0歳児23人、1歳児1人の待機者となりました。また、保育所別、年齢別の4月からの新規入所児童の第1希望から第4希望までの希望順位の一覧表、5月以降の新規入所児童の希望順位の一覧表、第1希望で入所できた方的人数一覧表の提供がありました。なお、磐城第2保育所については、第1希望で入所枠が全て埋まっているとの報告がありました。

委員からは、待機児童は何人か、原因は保育士不足ということかという問いがありまして、4月入所で11人、5月以降の入所で24人となる。原因は保育士不足であるとの答弁がありました。

別の委員からは、待機児童への対応はどう考えているのかという問いがあり、保育士の確保を順次していくとともに、業者からの派遣もしていただくとの答弁がありました。

また、待機の35人については、他市での受入れは可能なのかとの問いに対し、本人が希望すれば、他市と協議するが、市内を希望されているとの答弁がありました。

次に、理事者から、保育士の採用状況について、令和元年度から令和4年度の間、正規職員が20人採用、7人が退職、会計年度任用職員が43人採用の19人退職との報告がありました。

最後に、理事者から、次年度からの保育体制について、4月から各保育所、認定こども園にそれぞれ副所長、副園長を配置し、磐城第2保育所と磐城認定こども園には、総括主任保育士、総括主任保育教諭を併せて配置する予定である。また、今後段階を踏んで、係長級として保育を行う主任職員も配置する予定であるとの報告がありました。

委員からは、それぞれ等級はどうなるのかという問いがあり、副所長、副園長は課長補佐級、総括主任保育士、総括主任保育教諭も課長補佐級、主任は係長級であるとの答弁がありました。

別の委員からは、所長や園長は市長の兼務でよいのかという問いがあり、今まで主任の負担が大きかったので、副所長、副園長を配置しながら、女性職員のキャリア上の問題も含め検討していくとの答弁がありました。

また、急遽追加開催した22日の委員会では、理事者より、磐城認定こども園調理室等整備工事の設計業務について、3月17日にその業務が完了し、その設計図に基づき説明があり、種々検討を重ねた結果、調理室については、園舎とは別棟とし、園庭の南西部分に新築する。調理については、子どもの分と先生の分を含めて300食を想定し、その運搬については、配送車が園庭を横切るわけにいかないの、一旦園外へ出て、現在の搬入場所を利用する予定

であるとの報告がありました。

委員からは、調理室は園舎の中につくられると思っていたが、園舎外での新築で、しかもその配送については、車で園外へ出て搬入することのだが、ここにしか建てられない理由は何かという問いがあり、現在の予定場所の北側には民家があり、音、においの問題がある。また、1号認定の児童の登園が、正門から入り、園庭に入るルートである。園舎の南側では、園舎が日陰となり、また、小学校への視界が遮られることとなり、今回の場所がベストと考えているとの答弁がありました。

別の委員からは、この場所に調理室を建設し、車で配送することについては違和感がある。0歳児から2歳児は離乳食の自園調理が必要と考えるが、3歳児以上は現状と同じ学校給食センターでというのは考えられなかったのかという問いがあり、夏休み等は契約上調理員が来ないし、調理器具等のメンテナンスを行う。また、釜の大きさが大きく、認定こども園分だけではフィットしないとの答弁がありました。

また、別の委員からは、調理室が園舎外であるというのは今回初めて聞いた。本来こんな短期間で議論することではない。予算の判断は予算特別委員会での判断となるが、厚生文教常任委員会として審査する時間がない。今後このようなことがないよう情報共有をお願いするとの要望がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

梨本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第1号及び日程第2、議第2号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第1号、議第2号の2議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第1号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、監査委員の事務部局の職員の定数を2名から3名へと増員するということだが、どのようなところを今後更に充実させようと考えているのかという問いがあり、この条例は定数の上限を決めるものであり、必ずしも、変更後の人数を配置するといったものではないが、現在、議会事務局には監査委員事務局と兼務している職員が在籍しており、令和5年度は、葛城市議会が奈良県市議会議長会の会長市となるため、人員配置について配慮したことも改正理由の1つである。令和6年度以降の体制については考えていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号、葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、人事評価について管理職が評価するということだが、評価者の見方によって職員の不利益にならないか懸念している。組織全体としてガイドラインなどしっかりとした基準はあるのかという問いがあり、人によって判断が変わることなく、適正な評価ができるよう、評価者には研修を受けてもらっている。職員の人事評価のデータは、人事評価調整委員会で確認し、評価に偏りが出ないようにしている。評価の客観性を担保できるよう、今後もしっかり取り組んでいきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第2号、葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

本条例改正は、地方公務員法第28条第3項に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果について定めるものであります。これまでの同条例では、休職の手續は定められていたものの、降任や降給の手續及び効果についての定めはございませんでした。今回の条例改正では、こうした手續及び効果を具体的に定めることによって、人事評価に基づいた降任や降給が必要とあれば、実行できるように条文を追加する改正となっております。

反対の理由の1つ目は、強権的な人事管理に扉を開く、そうしたことになるからであります。現在の人事評価におきましても、給料と連動する評価制度となっております。成績がよければ、定期昇給では4号給上がるどころ、2号給加算して6号給に上がる人もいれば、反対に、人事評価が悪くて、4号給上がるどころを、3号給あるいは2号給の昇給しかない、そういうことができる人事評価制度となっております。

今回の条例改正は、こうした人事評価をさらに、分限による降給にも及ぼすというところに改正の趣旨がございます。つまり、分限とは、その職に耐えられない心身の故障、あるいは職務についての能力、適格性がないということから、職に耐えられない方に対する処分でありますけれども、分限処分によって降給を行うということになれば、人事評価とはまた別に、給料を下げるができる、こういう処分を具体的に定めるといことなのであります。

近隣の市町村を調べてみましたが、葛城市が今回出したような具体的な手続の定め、効果の定めを持っている近隣自治体は、そう数は多くありません。従来の葛城市の条例のみのような形でとどめているところはたくさんあります。私は今回、総務建設常任委員会の委員外議員として傍聴しましたが、やはりこの運用において非常に懸念をするという発言が委員の方々からも多々ありました。私は、こうした具体的な定めを設けることが、安易に分限処分に人事評価をつなげることになりはしないか。そのことによって職員の方々が萎縮する、ましてや、それが使われることになれば、大変職場の雰囲気、空気が悪くなってしまふ、そう考えるものであります。

これまでは、降任及び降給をする分限処分は、病気休職、病気によるものに限られていたと思います。本来は、昇任や、あるいは昇格、また、職場での様々なポストについては、本人の適性をよく判断して人事管理が行われてきたために、こうした分限処分などほとんどなかったと思います。必要があれば、職を変える、あるいは部署を変える。こうした形で職員を育ててきたのが葛城市ではなかったでしょうか。分限処分の中に、病気によるもの以外に人事評価による降給を行うということは、私は大変厳しい評価制度になってしまうと考えるものであります。

さらに、反対の2つ目でもありますけれども、改正案第5条の2第2号には、降号の規定があります。ここには職員の号給を、当該職員が現に受けている号給の下位12号給以内の号給に変更するという規定であります。分限による、給料を下げる、号給を下げる、最大12号給まで下げられると。これは3か年分の昇給の後戻りになるわけです。非常に厳しい。私、調べましたところ、近隣市の榎原市の条例では、この降号は、最大3号給まで下げる内容であります。私は、こういう規定を設けることそのものが、葛城市はかなり強硬な人事管理制度になるのではないかと懸念しております。

この間、日本の経済を見ましても、目標管理型の成績主義人事評価は、30年前、アメリカから、民間の大手電機関係の会社に目標管理型の成績主義人事評価が入ってまいりましたが、大変なことになりました。しかし、改善を重ねながら、人件費を抑制する効果があるということから、広く日本の企業に採用され、そして、今では公務職部門で採用されるようになってまいりました。その結果、この30年間、日本経済はどうなったか。全く賃金が上

がらない社会になってしまいました。私は日本の社会になじむ制度ではないと思っております。OECD諸国、あるいはG7の中でも日本だけが経済成長のない、賃金の上昇がない、30年間実質賃金が上がらない、そんな国になったのは、目標管理型の成績主義人事評価制度が猛威を振るった、このことにあると私は考えております。それを更に分限まで結びつける。まさに劇薬です。こうした人事管理評価は、私は葛城市はやるべきではないと思うし、そうした条例改正をすべきでない。そのように考える立場から反対いたします。

以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 議第2号、葛城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正することについて、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正は、公務能率の維持及び能力、実力主義に基づく人事管理の観点から、勤務実績の不良、心身の故障、適格性欠如などによる職務遂行困難な職員に対して、厳しい対処をする必要があると。改正の前の条例には、休職の事由並びにその手續及び効果についての規定はあるものの、降給の事由、手續及び効果についての規定がないため、必要な規定を追加し、所要の改正を行うものという説明がございました。

この手續の方法については、客観的な人事評価に基づいて実施している点や、評価を行うだけでなく、評価者と被評価者が年3回面談を行っており、評価結果を互いに確認しているという答弁がありました。私自身、委員会の審査の中で、客観的な人事評価について質疑をいたしました。公平性の担保が重要であるという意見を申し上げましたが、本条例の施行において、対象となる職員が、不公平な判断にならないためにも、誰もが同じ基準で、同じ目線で公平な人事評価ができる体制の構築、また、職員の士気が下がらない、そういったことのないように強く要望いたしまして、私は賛成討論とさせていただきます。

以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第2号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第3号から日程第14、議第14号までの12議案を一括議題といたします。

本12議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第3号から議第14号の計12議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第3号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、県への納付金について、当初計画で4.5%の伸び率が示されていたが、先日の国民健康保険運営協議会では、令和5年度は7.9%の伸び率となっていた。今回の改正案では当初のままであるかという問いがあり、令和5年度は、負担増とならないよう当初計画のままとした。また、不足する財源は滞納繰越分で補うことを見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員からの、被保険者はどれくらい減っているのかとの問いに対し、平成16年度で1万3,277人であったが、令和元年度で8,877人、令和2年度で8,631人、令和3年度で8,365人、令和5年2月末で7,754人となっているとの答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについて、議第6号、葛城市体育館条例の一部を改正することについて、議第7号、葛城市運動場条例の一部を改正することについて、以上3議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、他市では、土日祝日の料金設定、年齢別の設定もあるが、その設定はしないのか。また、市内、市外の利用者の確認はどうするのかという問いがあり、他市の一部には、土日祝日、年齢別の料金もあるが、今回は、まずはコスト計算を考慮した上で料金を定めるための改正である。また、市内、市外の確認は、申込み時に名簿をいただき確認するとの答弁がありました。

別の委員から、昨年から実施している7市町による相互利用について、今回の料金改正とは関係があるのかという問いがあり、今回の改正は相互利用の関係ではない。今まで芝グラウンドとテニスコートの使用料の設定がなかったが、市外の方もご利用いただき、料金の徴収も行うため、まず、芝グラウンドとテニスコートの使用料の設定をするとともに、それに合わせて必要となった改正を行ったとの答弁がありました。

また、別の委員からは、健民グラウンドは今まで無料で市内のみの利用であったが、市内利用者はどのようになるのかという問いがあり、市内は今までと変わらない。市外を前提とした改正であるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、運動場の夜間照明について、利用期間が3月1日から11月30日と

なっているが、それ以外の期間も照明が必要ではないのかという問いがあり、冬場の利用は少ないので、改正はしていない。まずはスタートさせていただいて、ニーズの把握に努め、検討してまいりたいとの答弁がありました。

3議案のうち、まず、議第5号は、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号は、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第7号は、賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、葛城市では安全計画、業務継続計画は現状あるのかという問いがあり、明確な計画はないが、マニュアルがあり、運用しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号、葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、出産費用に地域格差はあるのか。また、出産育児一時金の支払い方法はどういう問いがあり、出産費用は全国平均で47万3,315円。葛城市では、令和4年度17件で、平均43万4,660円であった。また、直接支払い、受取代理、償還払いの3つの支払い方法があるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてであります。

質疑では、今回、組合議会は市町の長が抜け、議員のみとなり、24人から20人となるが、その内訳はどういう問いがあり、4市からは各3人、4町からは各2人が組合議員となるとの

答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

梨本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第3号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、反対する立場から討論いたします。

この条例改正は、葛城市の国民健康保険税を引き上げることを提案するものであります。葛城市が奈良県国保県単位化に入って、平成30年度から6年連続して毎年の引上げとなります。1人当たり4.5%、国民健康保険税が6年間連続して毎年行われていることとなります。奈良県国民健康保険県単位化におきましては、統一保険税ということで、各市町村の違いを全く無視して保険税が決められております。葛城市は総合病院がございません。また、葛城市の取組として健康保健活動を大変活発にしているために、市民の方々の健康意識も高く、国民健康保険に加入されている方々の医療給付水準は、他市町村と比べて非常に低い給付水準となっております。にもかかわらず、保険税だけは同じ保険税を支払わされる。これが奈良県の国民健康保険県単位化の最大の問題であります。

今、全国で、都道府県で国保の単位化を進めてきておりますけれども、各市町村の医療給付水準に応じた保険税水準にしている都道府県も多くございます。その中で奈良県は、医療の均てん化を図りますということを前提にして統一保険税水準を決めました。医療水準の均てん化とは、各地域の医療給付水準を同じようにしていくということでありまして、つまり、医療機関の水準を同様にしていく、医療の均てん化をやりますということで、こうした統一保険税を導入したわけでありまして。しかし、どのような努力が奈良県でなされているのか、葛城市に対してどういうことを行われてきたのか、全く説明がございません。ないまま、統一保険税だけを医療給付水準の低い葛城市の国保加入者が押しつけられている。これについて私は納得がいきません。

葛城市にも総合病院を建てる。産婦人科を誘致する。県がこのような努力をしているのであれば、あるいはそういう方向を示しているのであれば、高い統一保険税について葛城市の国保加入者が負担するのは納得していただけたらと思いますけれども、そうした動きは全くございません。さらには、国保税を引き上げることによって財政の安定化を図るといことが、

よく賛成討論の理由として述べられますけれども、国保の最大の矛盾は、保険税が高いことにより脱退者が増えるということでもあります。高い保険税のために脱退者が増えることで更に保険税が高くなる。これが国保の根本的な制度矛盾だと言われてきたわけでもあります。したがって、日本共産党は、国費を投入することによって、社会保険料と同様、支払える保険税にすることを求めてまいりました。この間、全国知事会も要求してまいりました子どもの均等割免除につきましても、未就学児までの均等割は公費によって半額となりました。まだまだ不十分でありますけれども、公費の投入によって国民健康保険特別会計を支えるというのは、これは全国知事会も毎年予算要望として出していることでもあります。私は、今、葛城市の国民健康保険税の条例改正におきましても、引上げが当たり前だということになってはならないと考えております。そういう観点から、国民健康保険税を値上げすることについて反対いたします。

以上をもって反対討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 私は、議第3号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の税率改正案は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていく中で、奈良県においては、令和6年度に、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるよう県下統一の保険料率にすることとされたことに伴い、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正であり、被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるよう慎重に検討を重ねられたものであると思います。令和5年度が各市町村の判断で税率を設定できる最後の年となり、所得割、均等割、平等割は従来の計画どおりの引上げとなっているようですが、昨年度から引き続き、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額に減額するなど、子育て世帯の経済的負担軽減が図られていると評価いたします。引き続き、奈良県と十分に協議、連携し、慎重に検討を重ね続けていただくことを望みまして、今回提出の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 議第7号、葛城市運動場条例の一部を改正することについて、私は反対の立場で討論させていただきます。反対といたしますか、やっただくことに関しては賛成なんですけども、料金設定について疑問がありますので、出し直していただきたいという意味で反対討論させ

いただきます。委員会でも同じことを言いましたので、重複する場面がありますけども、ご了承ください。

新町の芝グラウンドの使用料金なんですけども、我々議員も長きにわたり、これを管理するにはお金がかかりますから、税金がかかりますから、歳入を増やしていただく、他市他県の方にも使っていただく、そうやって財源を増やしていただくという意味で我々も発言していたんですが、それをやっていただくのはすごくありがたいことで、他市他県の方にすばらしいグラウンドを使っていただき、歳入も増えてというふうになっていただくのはありがたいんですけども、先ほど委員長からもありましたけども、土日祝ずっと同じ料金なんです。人気の時間帯がこうで、人気ない時間帯は安い。土日祝は人気があるから高いとかではなくて、年がら年中、同じ料金なんです。先ほど委員長もありましたけども、年齢制限もないんです。誰がどの時間借りても、年がら年中、同じ値段なんです。これ、ほかの施設の考え方にも取り入れていただきたいんですけども、その辺の駐車場でも土日祝料金があります。平日なんかやったら、この値段で一定で貸しますとかとあるんですよ。あのグラウンド、年がら年中、1万4,000円となってるんですけども、例えば、僕らの年代の、僕の知り合いの方とかでも、葛城市が何人とかではなくて、あのグラウンドを使いたいと。あのすばらしいグラウンドでサッカーがしたいという問合せがありまして、そこで2チームが集まっただけでも、僕らの年代でも、ずっとサッカー、2時間も3時間もできないですから、1チームの人数が多いんです。20人、30人とおるわけです。2チーム集まっただけで40人です。この方々が、葛城市以外の方々が借りても、1人1,000円以下とかで利用できるんです。それは安いなど。僕も周りに聞いたら、それやったらやりたいとおっしゃいます。それはいいんですけども、予算でもありましたけども、芝生管理アドバイザー委託料、これに関しても、もうちょっとかかる、年間払っていくわけじゃないですか、芝生の管理のために百何万円。それを少しでも抑えるべく、僕は、他市他県の方にも貸していただいて、しっかり料金設定していただいて、借りていただいて、歳入が上がってと、いい循環にしてほしいんです。

例えば、1つ提案しますと、30人の方以上使っていただく前提で1人2,000円、その方にパスポートみたいなのを渡して、使っていただく。これだけで6万円になるわけです。4時間ですよ、4時間。時間設定も4時間の区切りでやっている。4時間ということは最大4チームでも呼べるわけです。4チームはすごい人数ですよ。それが何百円で使える。それはいいのかもわからないですけど、僕は、もっとあのすばらしいグラウンドを使うには、しっかりとした体制でやっていただきたいと、そういう思いで今討論させていただいています。

これが今通れば、7月施行になっているんです。7月でやらなければならない理由も大して返ってきてないんです。急いでやる必要ないんです。今利用されてる方は、問題なく今のままで使えるわけでしょう。急ぐ必要はないんじゃないのか。もう一回考えていただきたい。申込み方法も、管理の方法も、微妙な返答しか返ってきてないわけじゃないですか。半分以上の人が葛城市の人やったら葛城市料金。半分の人は誰が見るんですかと。管理は誰するんですかというのまだ決まってないわけじゃないですか。今後しょっちゅうこんな条例を変えるわけにはいかないので、しっかりと考えていただいて、もう一回出していただきたいと

思ってるわけなんですけれども、皆さんの税金で管理しているグラウンドでございます。だから少しでも収入を上げていただいて、ずっと管理するにはお金がかかるんです。他市他県で、ちょっと高くても、あのすばらしいグラウンドでサッカーがしたいと言っておられる方は少なからずおられます。だから、この料金をもっと見直していただきたいと思います。

委員会では私1人が反対しておりましたけども、もう一つ言えるのは、これから、今後、ほかの施設の料金設定も考えるときに、歳入を少しでも、民間的な考えで申し訳ないんですけども、皆さんの税金で成り立ってるものなので、少しでも他市他県の方が使われるときは、料金を上げて、歳入を上げてというふうにしていただきたい。そういう心がけでこういう料金設定をしていただきたい、そういう思いでございます。

以上で私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第7号、葛城市運動場条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、市内の全ての運動場及びテニスコートの使用料を策定し、適正な使用料徴収を目指すということであります。使用料については、維持管理に係るコスト上の差異を考慮し、芝グラウンドと土グラウンドを区別していただき、従来から議会で指摘させていただいていました天然芝のグラウンドについて、それに見合った使用料を計上していただいた点を評価するものであります。また、現行の条例では、健民運動場とテニスコートについての使用料の定めがなかったため、これらを市外の利用者にお貸しして使用料を徴収することができませんでしたが、本改正を経て、それが可能となり、僅かではございますが、葛城市財政における公費負担の軽減につながると考えますと、本改正は必要であると考えられるものであります。ただし、今後も、社会情勢の変化に柔軟に対応し、社会教育施設の使用料との均衡も考慮し、使用料の検討を進めていただくことを求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

梨本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第8号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第9号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。
日程第10、議第10号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第10号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。
日程第11、議第11号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第11号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第15号から日程第19、議第19号までの5議案を一括議題といたします。
本5議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る3月7日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第15号から議第19号までの補正予算5議案につきまして、3月15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第15号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決についてであります。

質疑では、総務費の一般管理費における退職手当特別負担金が増額となっている理由はと

いう問いに対し、当初は定年退職で4名を予定していたが、1名が減り、減額する分が生じた。また、定年退職以外で、勸奨で2人、自己都合で3人退職することに伴う増額分、そして、任用期間が終了するものが14名いることによる増額分もあり、差引きすると1,502万9,000円の増額となったという答弁がありました。

この答弁を受けて、自己都合で辞める退職者が、職場に対して不満があるなどの理由で退職しているのであれば、慰留、職場環境の整備などの対応が必要と考えるが、どのように対応しているのかという問いがあり、今回の場合は、いずれも個々にやむを得ない事情により退職に至ったものではあるが、担当部署や人事課で慰留に努めている。職員のケアについては、人事課で職員から仕事上の相談を休日や夜間でも適時受けている。また、来年度から、係長制度に伴う原課での相談体制やメンター制度も活用しながら、職員が働きやすい体制づくりを行っていききたいという答弁がありました。

この答弁を受けて、職員は貴重な人材なので、目的とやりがいを持って仕事に取り組めるよう、引き続き職場環境の改善をお願いしたいという要望がありました。

次に、総務費、各種相談事業で、クリーンセンターの訴訟弁護士委託料が計上されているが、訴訟の内容は何か。また、支払い先は顧問弁護士かという問いに対し、令和2年11月20日付で、葛城市が締結したクリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理業務委託の契約に対し、当該業務の前受託会社の関係者が奈良地方裁判所に葛城市を提訴し、令和4年12月13日付の判決で原告らの請求が棄却されたことに対する控訴審に対応するものである。

なお、支払い先については、当市顧問弁護士である川崎弁護士事務所であるという答弁がありました。

次に、歳入の市債で計上されている減収補填債の内容と理由はという問いに対し、減収補填債は、現在の地方税の収入見込額と、7月の普通交付税の算定に用いられた金額との差が大きい場合に、それを是正するために発行される地方債であり、今年度については、利子割交付金の分で420万円、市民税法人税割の分で2,090万円、合計2,510万円が減収補填債の対象となるためであるという答弁がありました。

次に、民生費の保育士派遣業務委託料が減額されているのは、人材確保ができなかったということだと思うが、その原因はという問いに対し、原因は、全国的な保育士不足が大きいと考えている。今後も、保育士派遣の事業者と一緒に何かできる手だてはないか、どこが原因かということを考え、調整しながら進めていきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受けて、人材が集まらない理由が不明確なままで来年も予算を組むと、同じ結果になると考える。できるだけ理由を明確にし、改善策を持って対応するようお願いしたいという要望がありました。

次に、教育費の、小学校と中学校の学校管理費で委託料と工事請負費が計上されているが、その内容とスケジュールはという問いに対し、小学校は、新庄北小学校のトイレの洋式化を行うことに伴うもので、新庄北小学校の北棟の1階と2階に児童用トイレがあり、それを誰もが快適に使用できるよう、便器の洋式化、床の乾式化などの改修を予定している。工事ス

スケジュールは、夏休みを中心に工事を進め、令和5年の秋から年末の間には完了したいと考えている。また、中学校は、白鳳中学校の南棟の長寿命化改修工事の令和5年度に予定していた分と、音楽室の空調設備更新工事の分である。これは、国の補助金の内定があったため、令和4年度で補正予算を計上し、翌年度に繰り越して事業を進めていくものである。スケジュールとしては、10月までの完了を予定しているとの答弁がありました。

次に、11款諸支出金における減債基金費の積立金の財源と目的はという問いに対し、前年度繰越金の2分の1以上に基金を積み立てなければならないという地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金を財源とするものである。目的については、近い将来に當麻複合施設などの整備が予定されており、その際に起債の発行が見込まれるので、そういった起債の元利償還金に充てようと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第19号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されましたことを申し添えまして、予算特別委員会の補正予算の審査報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第15、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第20号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村予算特別委員長 去る3月7日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました令和5年度当初予算9議案につきまして、16日、17日、20日、22日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算の議決について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

歳出の総務費では、交通安全対策費の交通安全施設整備事業、工事請負費のうち、減速対策としての立体路面標示、いわゆるイメージハンプを5か所、新たに導入されるが、場所はどこか。また、なぜこの地区を採用したのかという問いに対し、大字疋田と大字東室地区で5か所を予定している。令和4年度の通学路の合同点検の中で、新庄北小学校区から要望があり、採用となったという答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、今後、他の地区から要望があれば設置してくれるのか。また、工事請負費全体の予算は約1,660万円だが、そのうちイメージハンプに係る予算はどれくらいかという問いがあり、通常の路面標示に比べ費用が高額となるため、このたびの設置による事業効果も勘案し、今後の設置については検討していきたい。また、イメージハンプの延長は30メートルで、165万円を予算計上しているという答弁がありました。

次に、葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援委託料の内容はという問いに対し、現在、奈良県社会教育センター、道の駅かつらぎを含む葛城インターチェンジ周辺エリアにおける滞在型観光の創出、広域観光の促進によるまちづくりについて検討している。奈良県社会教育センターでの宿泊施設の需要調査を奈良県と連携して行い、宿泊施設の誘致に向けて、より現実的に戦略を立てるための委託料であるという答弁がありました。

この答弁を受けて、奈良県社会教育センター、道の駅かつらぎを含む葛城インターチェンジ周辺エリアについては、都市計画も含めて、引き続きエリア全体で検討していただきたいという要望がありました。

次に、民生費では、いきいきセンターの改修工事の内容はという問いに対し、毎年、修繕を繰り返してきたが、令和4年度に設計を行い、令和5年度に全面改修工事を行いたく、予算計上している。過去に行った修繕が無駄にならないよう、使えるものは使うという方針で

設計を行い、工事概要としては、屋根のふき替え、壁の補修や塗装、コージェネレーションシステムの導入、玄関アプローチのユニバーサル化と浸水対策、館内全体での段差解消、和室の洋室化、トイレの洋式化、風呂の安全対策など、修繕箇所は館全体となる。スケジュールとしては、4月に一般競争入札を行い、6月議会で承認後、7月から工事に入り、令和6年3月竣工を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、避難所としても強化されるのかという問いがあり、コージェネレーションシステム導入により、停電時にも電気が使え、断水さえなければ、お風呂の利用も可能であるという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、毎日利用されている市民もおられるが、工事期間中、施設はどうなるのかという問いがあり、議決後、7月から3月までの工事期間中は閉館とするという答弁がありました。

さらに、別の委員からは、この施設を含め、公共施設の維持管理について資産老朽化比率という指標があるので、それを取り入れてやっていただきたいという意見がありました。

次に、衛生費では、産婦人科一次救急負担金の内容と出生率という問いがあり、産婦人科一次救急については、奈良県下39市町村が参加し、県内の13産婦人科の当番制により実施されている。負担金については、必要経費の2分の1を奈良県が負担し、残りの2分の1については、人口按分、出生数按分、患者数按分の3指標を用いて各市町村の負担額を算定する。出生数については、令和元年度で307人、令和2年度で270人、令和3年度で306人であるという答弁がありました。

また、新生児聴覚スクリーニング検査委託料についてという問いがあり、令和4年7月、厚生労働省と総務省から事務連絡が発出され、各市町村の聴覚検査の費用負担の実態を踏まえ、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されることとなった。現在、県内11市と奈良県医師会の集合契約の検討が進められており、葛城市では、既に令和2年度から、1人3,000円の助成事業として実施しているが、奈良県医師会との集合契約になれば、自動ABRという検査方法で4,000円、OAEという検査方法で1,500円で契約することになるという答弁がありました。

次に、農林商工費では、観光費の広域連携事業で、西の山の辺の道案内看板設置工事の予算を計上しているが、近隣自治体と看板のデザインの協議は行っているのかという問いがあり、香芝市、葛城市、御所市、五條市にわたる道として、西の山の辺の道の検討を進めてきたが、各市の予算確保が難しく、令和5年度においては、まず、市内のルートを整備を進めていく予定であり、共通した看板については、4市で協議して進めていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、4市そろっての事業展開を行えないのであれば、広域連携事業として計上するのは違和感がある。本市が先行して行うというのも理解できる部分はあるが、将来的に他市と連携して行うのであれば、協力を得られるように、ルート設定を含め、詳細に計画を立ててから行う必要があると思うという意見がありました。

次に、土木費では、社会資本道路改良事業における新町・柳原線について、補助率は、ま

た、用地買収の状況はという問いに対し、補助率は50%である。用地買収については、重点地域である路線の東側について、ほぼ完了しており、令和5年度予算で西側の用地について順次補償などを進めていくという答弁がありました。

別の委員からは、新町・柳原線は令和11年度に完成予定と聞いているが、用地買収は令和5年度で終わる予定かという問いに対し、新町・柳原線の用地買収については、事業所以外の部分の用地は令和5年度には完了する。また、工業系ゾーンに係る道路で完成が令和11年となっている部分のうち、工業系ゾーンの利活用に係る部分は令和8年度には完了する。現在、工場及び事業所を含む西向きの部分については、工業系ゾーンの利活用に係る部分以外というところではあるが、今後、工業系ゾーンとなって工場が誘致されてくれば、そこも拡張する必要があり、その拡張工事を含めて、令和11年度に完成するということであるという答弁がありました。

次に、消防費では、災害対策費、簡易設置型止水板整備事業で、137万1,000円で購入する止水板の枚数は、また、保管場所や水害発生時の設置方法についてという問いに対し、幅が1メートル弱のL字型の止水板を35枚購入する予定である。この止水板は、持ち運びがしやすく、連結して使用することで、水の流れを変えることが可能になる。通常は市役所に保管し、天気予報でゲリラ豪雨などが発生すると予測される場合は、過去に越水が発生した箇所に設置に向かうという答弁がありました。

また、他の委員からは、越水する場所が分かっているのなら、原因を調査した上で堤防をつくるべきではないかという問いがあり、越水の原因については様々な要素が考えられるため、各課で調査をしている。本来ならば、川の上流域から下流域にかけて越水対策を考える必要があるが、昨今の雨は人知を超えた災害となっており、減災の観点から、緊急的な対応策の1つとして止水板を購入するものであるという答弁がありました。

次に、教育費では、学校管理費、小学校及び中学校管理事業における教員業務支援員、不登校支援員についてという問いに対し、教員業務支援員は、教職員の負担軽減を図り、教員がより児童・生徒への指導や教材研究に注力できるようにするため導入するもので、具体的な業務としては、給食の準備、消毒作業、学習のプリントや家庭の配布文書などの資料の印刷、配布の準備、データの入力や集計などの資料整理を教員の指示の下、行ってもらう。勤務時間は1日5時間、週5日を予定しており、新庄小学校、磐城小学校、新庄中学校、白鳳中学校については各校2名、忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校については各校1名の、合計11名を配置する予定である。一方、不登校支援員は、全国的に不登校の児童・生徒が増加傾向にあることから、一人一人にきめ細かいサポートを行い、不登校の児童・生徒への支援や、1人でも多くの児童・生徒が学校に来ることができるような体制を整備するため導入するものである。業務内容は、現在、学校において、教室に入れずに保健室登校、あるいは別室登校している状況があり、各学校に不登校児童が通える教室を設置して、別室登校している児童・生徒の学習支援や、不登校児童・生徒への家庭連絡、家庭訪問などの対応を行い、継続的に児童・生徒と関わる業務を担当する。配置については、新庄小学校、磐城小学校、新庄中学校、白鳳中学校に4名配置するが、配置のない小学校についてもサポートできる体

制づくりを行っていく。どちらの支援員も、国、県からの補助金を活用し、令和5年度新規事業として取り組む予定であるという答弁がありました。

さらに、別の委員からは、中学校運営事業における部活動指導員についてという問いが続き、各中学校1名ずつ配置し、勤務時間については、1日3時間、年間で243日を考えている。担当する部活動は体育部を予定しているが、教職員の人事異動が決まり次第、決定したいという答弁がありました。

委員からは、様々な支援員の配置は、学校の先生方にとって大変助かると思う。先生方の負担を軽減する上で大いに拡充してほしいという意見がありました。

次に、歳入では、雑入、農畜産物処理加工施設運営収益金151万5,000円の積算根拠についてという問いがあり、指定管理に伴う基本協定書の第28条に成果配分の取決めがあり、これは、当該事業年度決算に基づき、収益金額の合計金額から仕入れ金額、人件費、光熱水費などの運営に係る費用を引いた利益の30%を成果配分金として市に支払うものである。積算根拠としては、過去3年間の成果配分金額の平均値を求め、予算計上しているという答弁がありました。

最後に、総括質疑では、まず、総務建設常任委員長の立場から市長に対し、令和5年度施政方針の中で新型コロナウイルス感染症からの復興作業について、具体的にどのようなものか。また、市長のイメージする活力ある葛城市とはどのようなものかという問いがあり、新型コロナウイルス感染症は、経験したことの無い大災害であり、個人、また、各分野における被災状況の影響は様々で、復興作業についてはかなりの時間を要すると感じている。その反面、経済面については急激に回復する可能性があり、感染が拡大するまでの状況にいかに戻せるかが復興作業の中で難しい部分だと思っている。私にとって活力ある葛城市のイメージは、子どもたちの声がにぎやかに聞こえるまち、そして、にぎやかに人が集まってくるまちづくりを考えている。その中で、山麓エリアの開発については、2つの道の駅を中心とした、農業や自然を生かした観光エリアに、また、平野部では、住宅地や商業用地として活用できるエリアに、そして、現在、開発準備を進めている工業系のエリアでは、御所インターチェンジとの連携も考えながら進め、市民の皆様方に最大限幸福を味わっていただけるよう、目標を失わず、一步ずつ進んでまいりたいという答弁がありました。

次に、厚生文教常任委員長の立場から市長に対し、全国で少子高齢化が進み、多くの地方自治体で人件費、扶助費など義務的経費の比率が高まっているが、今後、あらゆる世代が安心して生活を送るために、受益と負担を見直した上で、財政配分の在り方についてどのようにお考えかという問いがあり、まずは、財源の確保について、市独自の税収入を伸ばしていく努力が必要である。そして、税の配分は、各世代間における偏ることのない公平さを感じていただけるような税配分にすることが大前提であると考えている。葛城市は、子育て世代に温かい感覚を持ってソフト事業を進めているが、ある一定の割合を超えてしまうと問題が起こるのではないかという思いがある。しかし、介護保険制度ができたときは高齢者に対する福祉サービスの在り方が、また、デジタル化分野の進展によっても行政サービスの在り方が大きく変わる。このような時代背景によって、国の動向や葛城市の税収、大きくは、まち

づくりの在り方により、サービスの在り方や考え方は変化していくという考えを持って、市民第一の活力ある住みやすいまちにしたいと考えているという答弁がありました。

そのほか、委員より、効率的な財政運営に関して、葛城市は財政計画を立てているのか。また、公共施設長寿命化事業や社会資本総合整備事業など、年度ごとの更新が一度に上がった場合、調整は行われているのかという問いに対し、葛城市においては、これまでの財政状況、また、直近の地方財政制度などを参考に、一定の条件の下で、将来の収入見込みと今後の財政需要額を推計し、令和5年度から令和9年度までの5か年分の収支見通しを一般財源ベースで作成している。普通建設事業費についても、見込まれる事業費を各課から提出していただき、財政課において起債額などを見込んだ上で推計し、収支見通しの資料としている。この収支見通しについては、毎年度、当初予算編成までに更新を行っている。予算編成においては、年度内における普通建設事業の集中があることから、できるだけ平準化できるよう調整を行っているという答弁がありました。

この答弁を受けて、平準化は当然だと思うが、長期にわたる事業については平準化せず、短期に終えて投資効果を上げるという考え方も大事だと思うので、財政効率が上がるよう検討していただきたいという意見がありました。

総括質疑終了後、令和5年度葛城市一般会計予算について、磐城認定こども園調理室整備工事の工事請負費及び測量設計等委託料の予算を減額する修正案と、西の山の辺の道案内看板設置の工事請負費の予算を減額する修正案が委員より提出され、提案者からの説明、修正案に対する質疑の後、討論が行われました。一般会計予算の原案に賛成の討論、原案及び修正案の両方に反対する討論、それぞれの修正案に賛成の討論があり、討論終結後、磐城認定こども園調理室整備工事関係の予算を減額する修正案と、西の山の辺の道案内看板設置工事の予算を減額する修正案に対する採決を行った結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、修正議決した部分を取り除く原案に対する採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定し、議第20号は修正可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされまして、数多くの意見、要望が出されましたことを申し添えまして、当委員会の報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で議第20号に関する予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議第20号議案に対する修正案を含む討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 私は、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論させてい

たきます。

葛城市の令和5年度一般会計予算額は、前年度当初より11億7,118万円の増額となっており、アフターコロナを見据えた積極的な予算編成であると評価します。主立った事業といたしまして、當麻庁舎の除去後、當麻文化会館や當麻図書館、當麻庁舎のそれぞれの機能を集約した複合施設整備事業として1,271万6,000円、道の駅かつらぎなど、葛城インターチェンジ周辺まちづくり検討支援委託事業で924万円、指定避難所になっている、いきいきセンターの機能向上と長寿命化のための改修事業で5億1,639万3,000円、懸案事項であります、待機児童の解消のための保育士雇用安定化補助事業で1,704万円や、保育所等整備補助事業で4億5,051万2,000円、磐城認定こども園調理室等整備事業で2億4,757万9,000円の予算が計上されています。子育てや教育の面についても、未来人材育成事業や、不登校・不適応対策事業、産後ケア事業と、0歳児から高齢者まで、バランスの取れた予算であり、まさに市長の公約であります、市民第一の思いを込めた予算編成であると高く評価するものであります。

しかし、一方では、令和3年度決算において、経常収支比率が12市中11位で、県下の市町村中2番目に悪いという状況であります。その点は非常に危惧するところですので、行財政改革の推進や、国、県の補助金を活用するなど、創意工夫で健全な財政運営を目指していただくことを強く要望します。

そして、減額修正案が2件出されております。1件目の、西の山の辺の道観光事業の修正案について、反対であります。西の山の辺の道の事業につきましては、香芝市、葛城市、御所市、五條市の4市が連携して行う事業で、他市に先駆けて、葛城市が率先して、二上神社口駅から忍海駅までを結ぶ、景観がよい山麓沿いの歩くことに特化した道に、コロナ禍から戻ってきたハイカーに案内看板を設置する事業であります。途中、葛城市の観光地がたくさんあり、本市の更なるアピールにつながります。葛城市が率先して行うことにより、他市も追随して、全長約30キロメートルに及ぶルートをハイカーが行き来するこの事業をなしとする修正案が出されております。——（削 除）——

以上により、私は葛城市の観光PRになる西の山の辺の道事業をなしとする修正案に反対します。

さらに、もう1件、磐城認定こども園調理室等整備事業を一旦、当初予算からなしとする修正案について、これも反対であります。この事業は、園内で自園調理を行い、より安心・安全な給食を園児に提供する事業であります。調理室の場所、給食の運び方、問題とされていますが、場所の提示が遅くなったことに関しては、市長、副市長、担当部長が何度も謝罪されております。担当部課長からは、何度も、今の場所に至った経緯、県の条例、2階はどうか、学校給食センターを活用できないか、渡り廊下はどうかなど様々な検討を行い、これしかないとの最終案を出されております。厚生文教常任委員会協議会と委員会が22日に開かれて、担当部課長が丁寧に何度も説明されております。この修正案が通ると、来年春の自園調理開始が大幅に遅れ、園児、保護者に迷惑がかかることとなります。一旦、この調理室等整備事業をなしにして、厚生文教常任委員会再度議論の上検討するとの修正理由であろうかと思いますが、事業が遅れるのは確実であります。

以上のことから、私は磐城認定こども園調理室等整備事業を一旦なしとする修正案に反対であり、原案の賛成討論といたします。

梨本議長 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 討論に先立つ前に、議長にお願いですけれども、先ほどの坂本議員の発言の中に不適切な発言が私はあったと考えるので、削除をお願いしたいと。取り計らいをよろしくお願ひします。

それでは、私は、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

本予算は、過去、葛城市の中で最大の規模を持つ予算となりました。176億5,500万円でございます。その中には、いきいきセンターの改修、あるいは白鳳中学校の改修など、長寿命化のための施策も当然入っております。また、とりわけ、本予算では、教育環境整備のために大変きめ細やかな予算も計上されており、多くの必要な予算もありますけれども、私は主に2つの点においてこの予算を認めることができませんので、反対といたします。

その理由の第1点目でございます。當麻文化会館を複合施設とするための基本設計費用が予算計上されております。この間、市民アンケートや利用団体への意見聴取、市民ワークショップや市民説明会の開催によって、よりよい複合施設にしようとする担当課が努力されていることには敬意を表するものであります。しかしながら、問題は、當麻文化会館の複合化だけが先行する予算となっていることであります。當麻文化会館の複合化案は、當麻図書館と當麻庁舎の除却を前提とする計画であります。既に旧當麻庁舎が除却され、さらには、當麻文化会館の複合化が終わった後には、當麻図書館、さらには、現在の當麻庁舎も除却する。そういう計画の下でこの複合化案が予算化されているわけでありまして。このことについては、3つの機能が1つの施設に入るのか、心配する声が市民説明会でも上がりました。さらには、旧當麻庁舎に続いて當麻図書館や當麻庁舎まで除却することについて、地域が寂しくなる、このことについて懸念する声も上がりました。周辺施設や跡地利用について全く計画が示されないまま、複合化案だけが先行することになれば、行き当たりばったりのまちづくりになってしまうのではないのでしょうか。

2つ目は、子ども医療費助成についてであります。葛城市の令和5年度一般会計予算におきましては、新たな支援策が全く計上されませんでした。今、子ども・子育て支援はまさに国民的課題となってきております。現在取り組まれている統一地方選挙におきましても、立場を超えて、様々な候補者が子育て支援を公約として打ち出しております。令和5年度から、子ども医療費について新たな施策を打ち出す市町村は奈良県内に多くあります。その中であって、葛城市だけではないですけれども、葛城市が住みやすいまちを標榜しながら、新たな医療についての子育て支援策がなかったのは大変残念と言わざるを得ません。葛城市は奈良県内の市で最も早く、18歳までの子ども医療費の助成に踏み切りました。しかし、令和5年度には、奈良県内のほぼ全ての市町村で18歳までの医療費助成が行われる予定であります。さらには、18歳までの子ども医療費の助成だけでなく、未就学児の医療費の一部負担金をゼ

口にして、未就学児については完全に医療費を無償化にするという県内の自治体も現れてまいりました。さらには、中学校までの医療費を現物給付するとか、様々に医療費助成を令和5年度から始める自治体が県内にも増えてきております。その中であって、葛城市が、今回の予算におきまして、全く新たな医療費助成が打ち出されなかったことについて、私は、市長の姿勢を問うものであります。

そのほかにも、マイナンバーカードの普及に関わる予算など、問題点の多い国の施策を実行する予算が計上されており、賛同することはできません。

さらに、先ほど来からあります、修正案についてであります。私は原案に反対の立場でありますから、修正案についても反対するという立場になりますけれども、修正案が削除を求めています磐城認定こども園の調理棟、いわゆる調理施設のために別棟を建てるための予算、これについて私も削除が妥当だと考えます。もちろん、令和6年度に0歳児も含めた受入れを計画しているところですから、それに間に合わせるべく、そうした審議を急ぐことは当然でありますけれども、まずは、削除した上で、再度、厚生文教常任委員会ですっかりと議論した上で、スピード感を持って、また、これを予算特別委員会にかけていく。そうした道が正しいと思います。と申しますのは、前の磐城小学校附属幼稚園を磐城認定こども園に改組するときに補正予算が組まれました。そのときの設計を見まして、調理施設がないということについて私は問題提起をして、その補正予算には反対した経緯がございます。認定こども園にするのであれば、保育のために0歳児も預かることになるわけですから、離乳食などを作るためには絶対に自園調理が必須となります。ところが、その時点では、3歳児からしか預からないということで、温めるだけの調理設備のみの設計予算を計上いたしました。私は、これはとても認めることができないと反対したわけであります。

ところが、この段になって、0歳児を令和6年から受け入れるということになって、新たに、園舎の中ではなく、園庭を挟んだ別のところに調理棟を建てると。そのために様々な不具合が出てきている。このことについて、全く厚生文教常任委員会でも、この間、審査の時間はたっぷりあったにもかかわらず、報告もされない。予算特別委員会で初めて設計文書が出てくる。大変混乱しました。そのために、予算特別委員会を途中で置いて、厚生文教常任委員会を開いてまで審査して、結果として夜9時まで予算特別委員会がかかるというふうなこともなりました。まさに議会軽視と言わざるを得ません。そこまでにしっかりと議論する時間があつたにもかかわらず、厚生文教常任委員会ですらそうした提案がされず、予算特別委員会に提案されたことについても、大変私は遺憾だと思います。そもそも、設計段階で長期的な計画、見通しを立てて保育計画を立てておれば、こうしたことは起こらなかったはずであります。私は、見通しを持って計画的に事業を行うことで財政効率を上げていく。これは行政の責務であるとともに、議会がしっかりとそこは注視していかなければいけないところだと考えております。

過去の補正予算において、こうした経緯がありますので、今回、調理棟をつくる、調理施設をつくる、調理室をつくるということについては賛成するところはあるわけですが、実際には、計画がこういうふうにごそを来したことについては、批判しておきます。今後、

二度とこうした無計画な事業計画になって、木に竹を接ぐような、そんなことにならないように願いたいと思っております。

以上、述べてきましたけれども、原案に反対の立場から討論に参加します。

梨本議長 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

西川議員 議事進行。

梨本議長 西川議員。

西川議員 先ほど、坂本議員の原案賛成、修正案の反対のときに、担当課が議員に何か付度をしているような、市民のためではなくて、議員を向いての何か施策を打っているような、そういう話合いがあったような、修正案に賛成の議員を侮辱するような発言がありました。その辺の、坂本議員のそこの部分、どういうことかというのと、先ほど谷原議員もありましたけど、そこを削除していただきたい。どういう意味でそれをおっしゃったのかというところをしっかりと議論していただきたいと思います。そこの部分をまず削除していただきたいです。

梨本議長 それでは暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後4時55分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後4時55分

再 開 午後7時15分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月28日まで1日間延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。
本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後7時16分